

子発 0927 第 7 号
令和元年 9 月 27 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
(公 印 省 略)

「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」の一部改正について（通知）

認可外保育施設については、従来、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により、都道府県、指定都市及び中核市が認可外保育施設を指導する際の指針等をお示ししてきたところであるが、児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 51 号）が公布されたこと等を踏まえ、今般、その一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和元年 9 月 27 日から適用することとしたので、内容を十分に御了知の上、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（特別区を含み、指定都市及び中核市を除く。）への周知を行うとともに、その運用に遺漏なきを期されたい。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

別紙 「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成 13 年 3 月 29 日付け雇児発第 177 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）新旧対照表

改正後	改正前
<p>別紙 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第 1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この指針の対象となる施設 (略)</p> <p>(留意事項 1) 幼稚園が行う預かり保育の取扱い (略)</p> <p>また、<u>認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設に対する指導監督については、法等に則り適正に実施されることが求められるが、従来、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として行っていたという実態及び経緯に鑑み、幼稚園所管部局と情報交換を行う等の連携を図ること。</u></p> <p>(留意事項 2) 教育を目的とする施設の取扱い</p> <p><u>学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園、特別支援学校の幼稚部及び各種学校以外の幼児教育を目的とする施設（法第 6 条の 3 第 11 項の業務を目的とする施設を除く。）については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの</u></p>	<p>別紙 認可外保育施設指導監督の指針</p> <p>第 1 総則</p> <p>1 (略)</p> <p>2 この指針の対象となる施設 (略)</p> <p>(留意事項 1) 幼稚園が行う預かり保育の取扱い (略)</p> <p>また、<u>3 歳未満児が幼稚園の余裕教室や併設される施設において、法第 39 条第 1 項に規定する業務として保育されている場合等のように幼稚園教育要領に基づく活動の範囲を超える活動については、法の対象となるが、幼稚園所管部局が当該幼稚園に対する指導の一環として指導を行うものである。</u></p> <p>(留意事項 2) 教育を目的とする施設の取扱い</p> <p><u>幼稚園以外の幼児教育を目的とする施設（法第 6 条の 3 第 11 項の業務を目的とする施設を除く。）については、乳幼児が保育されている実態がある場合は、法の対象となる。なお、乳幼児が保育されている実態があるか否かについては、当該施設のプログラムの内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状</u></p>

内容、活動の頻度、サービス提供時間の長さ、対象となる乳幼児の年齢等その運営状況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

(略)

3 (略)

4 認可外保育施設の把握

(1) (略)

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

(略)

(留意事項8) 届出対象施設

(略)

届出対象施設は法第59条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、公立の認可外保育施設も届出対象であり、都道府県知事に対して届出を行うものとする。この場合、当該施設に対する指導監督は都道府県と市町村が協議の上、効果的・効率的な方法で実施すること。

また、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施

況に応じ、判断すべきであるが、少なくとも1日4時間以上、週5日、年間39週以上施設で親と離れることを常態としている場合は保育されているものと考えられる。

(略)

3 (略)

4 認可外保育施設の把握

(1) (略)

(2) 認可外保育施設の設置予定者等に対する事前指導

(略)

(留意事項8) 届出対象施設

(略)

届出対象施設は法第59条の都道府県等による指導監督の対象であることに加え、法第59条の2から第59条の2の5により都道府県等への設置届出、変更届出、毎年の定期報告、利用者への説明、保育内容等の掲示及び利用者への書面交付が義務づけられている。

なお、以下の施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2に規定する仕事・子育て両立支援事業に係るものを除く。）は届出の対象外とされているが、これらの施

設についても法第 59 条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。

- ① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。）

ア～ウ （略）

エ 一時預かり事業の対象となる乳幼児

オ 病児保育事業の対象となる乳幼児

カ 子育て援助活動支援事業の対象となる乳幼児

- ② （略）

- ③ 認定こども園法第 3 条第 3 項に規定する連携施設（幼稚園型認定こども園）を構成する保育機能施設

（注：幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（上記施設を除く。）において、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など、在園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が

設についても法第 59 条の指導監督の対象であることはいうまでもない（児童福祉法施行規則（以下「施行規則」という。）第 49 条の 2）。

- ① 次に掲げる乳幼児のみの保育を行う施設であつて、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの。（乳幼児の数については、一時預かり児童を含める。）（その旨が約款やパンフレット等の書面により確認できない場合には届出が必要であり、また約款等により記載されているが、実態として次に掲げる乳幼児以外の乳幼児が保育されている場合は言うまでもなく届出対象となる。）

ア～ウ （略）

エ 一時預かり事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

オ 病児保育事業を行う施設にあつては、当該事業の対象となる乳幼児

（新設）

- ② （略）

- ③ 幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（同一敷地内等）

実施されているものは届出の対象となる。)

(略)

(3)・(4) (略)

第2 通常の指導監督

1 (略)

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象

(略)

(留意事項14) 定期報告事項 (施行規則第49条の7)

① (略)

② 研修の受講

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育に従事する者については、研修受講が義務となっている。当該研修の内容等については、「認可外保育施設指導監督基準」に定める認可外の居宅訪問型保育事業等における保育に従事する者に関する研修について (令和元年9月20日付け子発0920第2号厚生労働省子ども家庭局長通知)を参照すること。

(2)・(3) (略)

3 立入調査

(1) (略)

(2) 立入調査の手順

①・② (略)

(略)

(3)・(4) (略)

第2 通常の指導監督

1 (略)

2 報告徴収

(1) 運営状況報告の対象

(略)

(留意事項14) 定期報告事項 (施行規則第49条の7)

① (略)

② 研修の受講

法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設や1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設の保育に従事する者の研修受講については、保護者が安心して子どもを預けることができるようにするためにも望ましいものであり、当該保育従事者に対し、都道府県知事等が定める者の実施する研修を当面は5年に1回程度受講することを促すこと。なお、当該研修については、できるだけ多く実施されることが望ましい。

(2)・(3) (略)

3 立入調査

(1) (略)

(2) 立入調査の手順

①・② (略)

③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。（児童福祉法第 59 条の 2 の 6 参照）

なお、市区町村は、子ども・子育て支援法第 58 条の 2 及び第 58 条の 8 から第 58 条の 12 までの規定に基づき、幼児教育・保育の無償化の対象となる認可外保育施設に対して、施設の確認や、必要に応じた施設からの報告徴収、勧告、命令、確認の取消し、さらに都道府県に対する協力要請を行うことができる。そのため、立入調査に当たっては、幼児教育・保育の無償化の観点から行われる市区町村による調査等と連携することが有効であると考えられること。

（留意事項 20）市区町村との連携の例

- ・ 市区町村の調査等と連携し、一体的に調査を実施すること。
- ・ 立入調査時に必要に応じ、市区町村の保育士、保健師等の同行を求めること。
- ・ 問題のある施設の継続的な状況の把握及びその指導への協力を求めること。

④～⑨ （略）

第 3～第 7 （略）

③ 市区町村との連携

立入調査に当たっては、保育の実施主体である市区町村に対し立会いを求める等必要な連携を図ること。（児童福祉法第 59 条の 2 の 6 参照）

（留意事項 20）市区町村との連携の例

- ・ 立入調査時に必要に応じ、市区町村の保育士、保健師等の同行を求めること。
- ・ 問題のある施設の継続的な状況の把握及びその指導への協力を求めること。

④～⑨ （略）

第 3～第 7 （略）

改正後	改正前
<p>別添 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 利用者への情報提供</p> <p>(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。</p> <p>○ 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定 ・設置者及び職員に対する研修の受講状況 <p>(注：法第6条の3第11項に規定する業務を目的とす</p>	<p>別紙 認可外保育施設指導監督基準</p> <p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 利用者への情報提供</p> <p>(1) 提供するサービス内容を利用者の見やすいところに掲示しなければならないこと。</p> <p>○ 届出対象施設については、以下の内容についての掲示が義務づけられている。(法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設については、書面による提示などの方法が考えられる。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名 ・建物その他の設備の規模及び構造 ・施設の名称及び所在地 ・事業を開始した年月日 ・開所している時間 ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項 ・入所定員 ・保育士その他の職員の配置数又はその予定

る施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。)

- ・ 保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・ 提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・ 緊急時等における対応方法
- ・ 非常災害対策
- ・ 虐待の防止のための措置に関する事項

- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。

(様式14参照)

- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面(その作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。以下同じ。)を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

- 職員の配置数は、保育に従事している保育士その他の職員のそれぞれの1日の勤務延べ時間数を8時間で除した数であるが、職員のローテーション表及びその日実際に保育に当たる保育従事者の資格状況等の掲示又はその日実際に保育に当たる保育従事者の数及び有資格者数等を記載したホワイトボード等を活用することも有効である。

(様式14参照)

- (2) 利用者と利用契約が成立したときは、その利用者に対し、契約内容を記載した書面を交付しなければならないこと。

- 届出対象施設については、以下の内容について利用者に対する書面交付が義務づけられている。
- ・ 設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
 - ・ 当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項

- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

○ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

(削る)

(様式15参照)

(3) (略)

第9 (略)

- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

○ あらかじめ、サービスに対する利用料金のほか食事代、入会金、キャンセル料等を別途加算する場合にはその料金について、交付書面等により、利用者に明示しておくこと。

○ 書面の交付は紙媒体で行う必要があり、情報通信技術の利用による交付事項の伝達によって代替することは認められない。

(様式15参照)

(3) (略)

第9 (略)

(様式2：事前指導) 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(様式2：事前指導)</p> <p>保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設置後の届け出について (略)</p> <p>(注) 以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	<p>(様式2：事前指導)</p> <p>保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 設置後の届け出について (略)</p> <p>(注) 以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。</p> <p>① <u>事業主が雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主が雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設</u></p> <p>② <u>事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児のみの保育を行う施設</u></p> <p>③ <u>厚生労働大臣が定める組合がその構成員の乳幼児を保育するために設置する施設又は保育を委託する施設であって、当該組合の構成員の乳幼児のみの保育を行う施設</u></p>

① (略)

② (略)

③ (略)

④ 一時預かり事業を行う施設

⑤ 病児保育事業を行う施設

⑥ (略)

⑦ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第3項に規定する連携施設を構成する保育機能施設

④ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）

⑤ 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）

⑥ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり

⑦ 一時預かり事業を行う施設であって、当該事業の対象となる乳幼児のみの保育を行う施設

⑧ 病児保育事業を行う施設であって、当該事業の対象となる乳幼児の保育のみを行う施設

⑨ 半年を限度として臨時に設置される施設

⑩ 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設（同一敷地内等）

3 サービス内容の掲示等について

(略)

(1) サービス内容の掲示（児童福祉法第 59 条の 2 の 2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（児童福祉法第 6 条の 3 第 11 項に規定する業務を目的とする施設又は 1 日に保育する乳幼児の数が 5 人以下の施設に限る。）
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項

3 サービス内容の掲示等について

(略)

(1) サービス内容の掲示（児童福祉法第 59 条の 2 の 2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定

(2)・(3) (略)

4～8 (略)

(2)・(3) (略)

4～8 (略)

(様式 2 : 事前指導) ※改正後全文

保育を目的とする施設の開設をお考えの方へ

1 認可外保育施設について

保育を行なうことを目的とする施設であって都道府県知事（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している認可保育所以外のものを総称して認可外保育施設と呼んでいます。認可外保育施設の開設に当たっては、以下の事項に留意してください。

2 設置後の届け出について

児童福祉法により、認可外保育施設を設置した場合は、事業開始の日から 1 か月以内に都道府県知事に対する届け出が義務付けられています。都道府県が定める設置届出書にご記入のうえ、必ず 1 か月以内に届け出をしてください。また、事業開始後、届け出事項に変更があった場合や、施設を廃止又は休止する場合にも届け出が必要となりますので、ご注意ください。（児童福祉法第 59 条の 2）

なお、上記届け出を怠ったり、虚偽の届け出をした場合は過料が課せられる場合があります。（児童福祉法第 62 条の 4）

（注）以下のいずれかに該当する施設は、届出対象外施設となります。ただし、届出対象施設と同様、都道府県等による指導監督の対象となります。

- ① 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児のみを保育する施設（例：デパート、自動車教習所や歯科診療所等に付置された施設。これらの施設であっても、利用者が顧客であるか、また当該施設の利用が役務の提供を受ける間の利用であるかが明らかでない場合は、届出対象となる。）
- ② 親族間の預かり合い（利用者が四親等内の親族を対象。）
- ③ 親族又はこれに準ずる密接な人的関係を有する者の乳幼児の預かり
- ④ 一時預かり事業を行う施設
- ⑤ 病児保育事業を行う施設
- ⑥ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ⑦ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 3 項に規定する連携施設を構成する保育機能施設

3 サービス内容の掲示等について

認可外保育施設を設置した場合は、利用者に対する情報提供として、サービス内容の掲示、利用者に対する契約内容等の説明及び利用者に対する契約内容等を記載した書面の交付を行わなければなりません。（児童福祉法第 59 条の 2 の 2～4）

（1）サービス内容の掲示（児童福祉法第 59 条の 2 の 2）

利用者の見やすい場所に提供する保育サービスの内容等を掲示することが必要です。

(掲示内容)

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間
- ・提供するサービス内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項並びにこれらの事項に変更を生じたことがある場合にあっては当該変更のうち直近のもの内容及びその理由
- ・入所定員
- ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- ・設置者及び職員に対する研修の受講状況（児童福祉法第6条の3第11項に規定する業務を目的とする施設又は1日に保育する乳幼児の数が5人以下の施設に限る。）
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・緊急時等における対応方法
- ・非常災害対策
- ・虐待の防止のための措置に関する事項

(2) 利用者に対する契約内容等の説明（児童福祉法第59条の2の3）

利用者に対し、サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項について説明するよう努めなければなりません。

(3) 契約時の書面交付（児童福祉法第59条の2の4）

利用契約が成立した時は、その利用者に対し、契約内容等を記載した書面を交付することが必要です。

(書面交付内容)

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・当該利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

4 設備・運営等に係る基準

児童の安全確保等の観点から、児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等について、「認可外保育施設指導監督基準」（別添）に適合しているとともに、消防法、食品衛生法、労働基準法等関係法令を遵守していることが必要です。

5 都道府県知事の行う指導監督の趣旨

都道府県知事は、保育を目的とする施設の運営（児童の処遇等の保育内容、保育従事者数、施設設備等）に対して、その運営状況が児童の福祉上問題がないか調査し、問題がある場合は改善を求める等、指導監督を行っています。

6 法的根拠

認可外保育施設（届出対象外施設も含む。）であっても、児童福祉法に基づき都道府県知事が必要と認める事項を報告することや職員の立入調査や質問に対して協力いただくこととなっています。（児童福祉法第 59 条第 1 項）

この場合、正当な理由がないのに報告をしないことや虚偽の報告をすること、立入調査を拒むこと、忌避すること、質問に答えないこと、虚偽の回答をすることがあった場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 62 条第 3 号）

7 具体的な指導監督の内容

上記の根拠に基づき、別に定めた指導監督基準に沿って、指導監督を行い、児童の安全確保等の観点から問題があれば、改善の指導等を行うこととしており、児童の安全確保等の観点から看過できない施設に対しては、文書による改善勧告、勧告に従わない場合はその旨の公表、さらに事業停止や施設閉鎖を命ずることができることとなっております。（児童福祉法第 59 条第 3 項～第 5 項）

また、事業停止や施設閉鎖の命令に反した場合は罰則の適用もあります。（児童福祉法第 61 条の 4）

8 このようなことから、施設の運営に当たっては、児童の安全確保について十分に配慮していただくとともに、具体的に運営に関する改善について指導を受けた場合は、これに従って改善措置をとるようしてください。

この文書の照会先

・・・・・・・・・・・・・・・・